

広島県告示第八百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

氏 名	施 術		業 務 類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
高田 尚人	訪問鍼灸マッサー ジ K E i R O W 呉ステーション	呉市音戸町鰯浜 二丁目八番六二 号	あんまマッ サージ指圧	令和八年六月 一日
高田 尚人	訪問鍼灸マッサー ジ K E i R O W 呉ステーション	呉市音戸町鰯浜 二丁目八番六二 号	はり・きゅう	令和八年六月 一日